

書評のあり方

白石 玲子

——『日本近代法論』に対する毎日新聞の書評をめぐって——

一九九四年八月一日発行の毎日新聞に、山中永之佑編『日本近代法論』の、後述するように極めて問題を孕んだ書評が掲載された。同書は、「現代日本社会の法状況を視野に入れながら日本近代法の各法分野および日本近代法学について、その形成、展開の歴史を概観し、さらに日本近代法の歴史を基底としてつくられた日本の法文化についてもできるかぎり言及することを目的」（同書はしがきより）として企画されたもので、家族ブローパーの書物ではないが、日本近代法の重要な一分野である家族法制について、本学会の近藤佳代子会員が執筆しているし、編著者の山中永之佑会員のほか中尾敏充会員と私の四名の本学会会員が執筆者に含まれている。さらに書評のあり方をめぐる議論は、すべての学問領域に共通の重要な課題であろう。そこでこの『比較家族史研究』の誌面をお借りして、毎日新聞の書評をめぐめる問題について述べることをお許しいただきたい。

問題の書評は、毎日新聞の「今週の本棚」に掲載された。一

段目にある評者の署名入りの大きな欄ではなく、二段目の四〇〇字余り程度の「新刊・いろ・いろ・紹介」という欄に（普）という符号を付したのみの匿名で書かれたものであった。その内容は、『日本近代法論』序章の「日本近代法総論」の「日本近代国家は、ブルジョア民主主義国家として成立せず、帝国主義国家として成立したという観点に立つて、戦前日本の近代法の歴史を概観しようとするものである」との叙述をとりあげ、「ブルジョア民主主義国家」と『帝国主義国家』とを二者択一に、相反するものとしてとらえていることが明らかであろう」と断定し（この評者のとらえ方を以下では「二者相反論」とする）、「それではイギリスやフランスはどちらなのか。それらが近代国家としてはブルジョア民主主義国家であることはいまでもあるまい。しかしそれらが持っていた広大な植民地、全地球をおおうかのように広がった植民地を思うならば、この両国が帝国主義国家であったことを否定するものはだれもおるまい。今な

おイギリスは北アイルランド問題という帝国主義の遺物に苦しまなくてはならないのだ。憲法、刑法、民法、商法など細部にすぐれた分析もみられるのだが、全体として根本にある国家観が今のべたように幼稚であるため、成果がみえにくいのが残念だ。」と述べるものであった。この書評から、次の問題点を指摘することができよう。

まず第一に、一冊の書物の書評は、その片言隻語をとらえてなされるべきものではないことは言うまでもないことであるが、この評者は序章の一部の叙述のみをとらえたため、同書を「二者相反論」によるものと誤解してしまったことである。

第二に、そのような誤解に基づいた「根本にある国家観が幼稚である」との評価である。評者の誤解に基づいて書物を評価すること自体大きな誤りと言わねばならないが、学問研究の成果として発表されたものに対して「幼稚」という言葉で評価を下すことは、表現の自由の範囲を逸脱し、執筆者の名誉を著しく毀損するものではないだろうか。まして、この書評が掲載されたのは、発行部数数百万という全国紙たる巨大マスメディアである。新聞の持つ影響力の大きさに伴う責任については、日本新聞協会が「新聞倫理綱領」を定めており、そこでは「一人に関する批評はその人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。」「個人の名誉はその他の基本的人権と同じように尊重され、かつ擁護されるべきである。非難されたものには弁明の機会を与え、誤報はすみやかに取り消し訂正しなければな

らない。」とされている。この書評の「幼稚」という表現は「倫理綱領」に反するものと言えよう。

第三に、右の「倫理綱領」の「非難されたものには弁明の機会を与え」とあることに関連するが、書評による批判に対しては、学術雑誌などでは当然著者からの反批判が認められている。法制史学会の年報『法制史研究』に最近掲載されたものを例にひくと、四二号に掲載された書評に対して四三号で著者から反批判が行われ、さらに四四号ではそれに対する評者の見解が発表されている。また、この『比較家族史研究』では第五号から編集委員会の方針により、著者からのコメント、リプライが書評と同時に掲載されている。ただ、書評原稿が出てから著者へ送り、著者からのコメントの執筆というプロセスにかかる時間的制約と枚数の関係から、五号で一本、六号で二本掲載されたに止まっているが、書評における公正さの実現をはかる上で素晴らしい試みであると思う。

しかし、私たち執筆者から反論の掲載を求めたのに対して毎日新聞は、反論を逐一掲載することは、新聞の編集権を無原則に放棄し、評論機能に支障を来すおそれがある、として掲載を拒んだ。

第四に、書評における公正さを護るためには、評者が明示されていなければならない。一般に「発言」には、発言者が責任を負うのは当然であり、人は自ら責任を負えるような発言をしなければならぬ。新聞などへの投書において、一般に匿名を

認めないのも、このような原則に立つからであろう。ところが、この毎日新聞の書評は前述したように符号のみが付された匿名書評であり、この書評の下した評価に誰が責任を負うのか不明である。

この点についても、執筆者から評者名の開示を要求したが、毎日新聞からは、匿名文化批評は確立された評論ジャンルであり表現の自由を守る上からも編集部としては評者名を開示できない、との回答であった。

最後に、今回の問題を通じて、私は書評のありかたについて、自明のことかもしれないが、改めて以下の点を明確に認識した。書評とは、書物の評価を通じて評者の見解を明らかにする知的活動であり、評者はその内容・表現について当然責任を負わねばならないし、また他からの評価の対象ともされるのである。

（関西大学非常勤講師・日本法制史）